

## 所沢市議会の会期等に関する条例

### (会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、所沢市議会の会期は、5月1日から翌年の4月30日までとする。

### (定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が所沢市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日を定例日とする。

- (1) 6月1日
- (2) 9月1日
- (3) 12月1日
- (4) 2月18日

2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の都合その他の事情により必要があると認めるときは、同項の定例日を変更することができる。

### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年5月1日から施行する。

### (所沢市議会定例会条例の廃止)

第2条 所沢市議会定例会条例（昭和31年告示第106号）は、廃止する。

### (所沢市議会基本条例の一部改正)

第3条 所沢市議会基本条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(会期)

第2条の2 会期は、市政の課題全般に主体的かつ機動的に対処するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の2第1項の規定による通年の会期とする。

2 通年の会期に係る必要な事項については、所沢市議会の会期等に関する条例（令和 年条例第 号）に定めるところによる。

第13条中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第14条を次のように改める

第14条 削除

(所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「定例会並びに」を「定例会議（所沢市議会の会期等に関する条例（令和 年条例第 号）第2条の定例日を初日として開く会議をいう。以下この項において同じ。）並びに」に、「定例会の」を「定例会議の」に、「すべて」を「全て」に改める。